

平成27年度介護報酬改定について

公益社団法人 日本看護協会
常任理事 齋藤訓子

1. 医療ニーズの高い要介護者のケアマネジメントへの評価

医療ニーズのある要介護者の在宅療養の増加をふまえ、ケアマネジャーには、医療に関する知識やアセスメント力に基づき、疾病の悪化予防や状態の維持・改善の観点に立ったケアマネジメントを実施することが求められている。しかし、現行の介護報酬ではその労力に対する評価がなされていない。

要介護度を問わず、医療や看護のニーズがある要介護者（医療器具等を装着している状態、慢性疾患の自己管理が困難、進行性疾患で悪化リスクあり、病状不安定等）に対して、医療ニーズへの対応を含めたケアマネジメントを行った場合に、医療マネジメント加算として、所定単位に加算を設けるよう要望する。

医療ニーズへの対応を含めたケアマネジメントの実施体制としては、①医療・看護の必要な対象者のケアマネジメントに係る専門的な研修修了等の基準を満たすケアマネジャーの配置、又は②併設事業所あるいは外部の事業所との契約により、ケアプランの策定にあたって医師又は看護師に専門的見地から助言が得られる体制の確保を要件とし、ケアマネジメントの質の担保を図られたい。

2. 医療ニーズの高い要介護者への訪問看護に係る区分支給限度基準額の見直し

医療ニーズのある要介護者が住み慣れた地域での在宅療養を継続するため、訪問看護の安定的かつ柔軟な提供体制確保は喫緊の課題である。必要なサービス量の確保に向け、訪問看護の人材確保策の推進と併せて、訪問看護に係る利用者の経済的負担増についても施策上の配慮が必要である。

現行制度では、訪問看護に係る介護報酬のうち、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算等については区分支給限度基準額の管理対象外であるが、訪問看護費の基本部分については限度額が適用される。特別管理加算やターミナルケア加算を算定する重篤な利用者においては、状態の変化に応じた緊急訪問や頻回な訪問が必要となる場合があるが、それにより区分支給限度基準額を超過した場合は、超過分が利用者の自己負担となる。必要時に必要なケアを受けたことが即ち利用者の大幅な自己負担増につながることや、利用者の状態に応じた柔軟な対応が区分支給限度基準額との兼ね合いで制限されることは避けるべきである。

以上のことから、給付額が区分支給限度基準額を超過した場合、重度者（特別管理加算、ターミナルケア加算の算定対象者等）への訪問および緊急時の訪問に係る訪問看護費については、区分支給限度基準額の管理対象外とするよう見直しを要望する。